

2 償却資産の価格等に関する調

① 合計  
(1) 全国計

(単位：千円)

種 類		決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳	
				課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ)以外のもの (ロ)
市町 村長が 価格等 を決定 したもの	構 築 物	17,478,995,609	17,013,742,312	382,696,301	16,631,046,011
	機 械 及 び 装 置	40,004,493,630	39,101,569,882	805,265,092	38,296,304,790
	船 舶	418,928,024	237,145,108	150,144,461	87,000,647
	航 空 機	24,559,481	24,036,358	1,046,243	22,990,115
	車 両 及 び 運 搬 具	439,515,474	431,601,662	7,697,478	423,904,184
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	17,349,744,950	17,298,867,190	91,417,661	17,207,449,529
	調 整 額	537,736	537,736	-	537,736
	小 計 (ハ)	75,716,774,904	74,107,500,248	1,438,267,236	72,669,233,012
法第 二八 九条 係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	43,400,768,136	37,253,071,959	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	2,373,871,941	1,863,490,170	-	-
	小 計 (ニ)	45,774,640,077	39,116,562,129	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)		800,253,796	779,380,025	-	-
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)		122,291,668,777	114,003,442,402	-	-
同 上 内 訳	市 町 村 分 の 額	-	112,855,472,571	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	1,147,969,831	-	-

(2) 大都市計

(単位：千円)

種 類		決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳	
				課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のもの (ロ)
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	5,756,788,959	5,638,601,021	102,792,375	5,535,808,646
	機 械 及 び 装 置	6,808,563,787	6,521,943,294	296,657,937	6,225,285,357
	船 舶	93,531,959	59,519,146	33,732,959	25,786,187
	航 空 機	7,118,178	7,036,718	162,920	6,873,798
	車 両 及 び 運 搬 具	98,996,711	95,978,322	3,063,048	92,915,274
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	6,450,977,920	6,421,986,833	69,159,924	6,352,826,909
	調 整 額	205,254	205,254	-	205,254
	小 計 (ハ)	19,216,182,768	18,745,270,588	505,569,163	18,239,701,425
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	8,757,268,741	7,718,928,101	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	262,225,472	232,862,449	-	-
	小 計 (ニ)	9,019,494,213	7,951,790,550	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)		-	-	-	-
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)		28,235,676,981	26,697,061,138	-	-
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	26,697,061,138	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

## (3) 都市計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定の適用を受けるもの (イ)	(イ)以外のも (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	8,958,448,801	8,706,515,500	177,074,743	8,529,440,757
	機 械 及 び 装 置	25,215,507,463	24,718,833,021	375,378,902	24,343,454,119
	船 舶	207,287,511	114,364,492	69,980,685	44,383,807
	航 空 機	11,783,908	11,783,908	-	11,783,908
	車 両 及 び 運 搬 具	244,947,189	240,240,534	4,494,469	235,746,065
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	8,952,426,805	8,940,897,022	13,759,246	8,927,137,776
	調 整 額	291,629	291,629	-	291,629
	小 計 (ハ)	43,590,693,306	42,732,926,106	640,688,045	42,092,238,061
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	21,294,362,704	18,232,534,677	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	1,184,420,381	848,263,357	-	-
	小 計 (ニ)	22,478,783,085	19,080,798,034	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	178,555,774	177,040,572	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	66,248,032,165	61,990,764,712	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	61,585,722,338	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	405,042,374	-	-

(4) 町 村 計

(単位：千円)

種 類		決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳	
				課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外 の も の (ロ)
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	2,763,757,849	2,668,625,791	102,829,183	2,565,796,608
	機 械 及 び 装 置	7,980,422,380	7,860,793,567	133,228,253	7,727,565,314
	船 舶	118,108,554	63,261,470	46,430,817	16,830,653
	航 空 機	5,657,395	5,215,732	883,323	4,332,409
	車 両 及 び 運 搬 具	95,571,574	95,382,806	139,961	95,242,845
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	1,946,340,225	1,935,983,335	8,498,491	1,927,484,844
	調 整 額	40,853	40,853	-	40,853
	小 計 (ハ)	12,909,898,830	12,629,303,554	292,010,028	12,337,293,526
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	13,349,136,691	11,301,609,181	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	927,226,088	782,364,364	-	-
	小 計 (ニ)	14,276,362,779	12,083,973,545	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)		621,698,022	602,339,453	-	-
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)		27,807,959,631	25,315,616,552	-	-
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	24,572,689,095	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	742,927,457	-	-

② 個人  
(1) 全国計

(単位：千円)

種 類		決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳	
				課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のもの (ロ)
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	580,144,105	557,684,485	22,320,910	535,363,575
	機 械 及 び 装 置	341,741,309	340,969,710	727,168	340,242,542
	船 舶	68,053,286	33,898,937	29,727,512	4,171,425
	航 空 機	31,375	31,375	-	31,375
	車 両 及 び 運 搬 具	11,425,233	11,420,231	4,998	11,415,233
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	231,138,621	231,097,220	86,479	231,010,741
	調 整 額	-	-	-	-
	小 計 (ハ)	1,232,533,929	1,175,101,958	52,867,067	1,122,234,891
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	13,731,311	12,288,277	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	10,598	5,299	-	-
	小 計 (ニ)	13,741,909	12,293,576	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)		-	-	-	-
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)		1,246,275,838	1,187,395,534	-	-
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	1,187,395,534	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

(2) 大都市計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定の適用を受けるもの (イ)	(イ)以外のもの (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	196,499,158	196,394,953	122,771	196,272,182
	機 械 及 び 装 置	61,902,117	61,891,757	7,046	61,884,711
	船 舶	2,268,411	1,450,800	817,609	633,191
	航 空 機	10,308	10,308	-	10,308
	車 両 及 び 運 搬 具	469,910	469,909	-	469,909
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	61,055,743	61,053,420	11,401	61,042,019
	調 整 額	-	-	-	-
	小 計 (イ)	322,205,647	321,271,147	958,827	320,312,320
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	90,612	45,306	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	-	-	-	-
	小 計 (ニ)	90,612	45,306	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (イ)+(ニ)+(ホ)	322,296,259	321,316,453	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	321,316,453	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

## (3) 都市計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外 の も の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	243,108,222	240,095,457	2,903,659	237,191,798
	機 械 及 び 装 置	140,044,396	139,798,275	197,140	139,601,135
	船 舶	30,184,160	14,373,587	12,533,654	1,839,933
	航 空 機	17,528	17,528	-	17,528
	車 両 及 び 運 搬 具	3,308,606	3,308,604	-	3,308,604
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	126,199,256	126,182,655	53,526	126,129,129
	調 整 額	-	-	-	-
	小 計 (ハ)	542,862,168	523,776,106	15,687,979	508,088,127
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	8,637,929	8,281,016	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	-	-	-	-
	小 計 (ニ)	8,637,929	8,281,016	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)		-	-	-	-
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)		551,500,097	532,057,122	-	-
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	532,057,122	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

(4) 町 村 計

(単位：千円)

種 類		決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳	
				課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	140,536,725	121,194,075	19,294,480	101,899,595
	機 械 及 び 装 置	139,794,796	139,279,678	522,982	138,756,696
	船 舶	35,600,715	18,074,550	16,376,249	1,698,301
	航 空 機	3,539	3,539	-	3,539
	車 両 及 び 運 搬 具	7,646,717	7,641,718	4,998	7,636,720
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	43,883,622	43,861,145	21,552	43,839,593
	調 整 額	-	-	-	-
	小 計 (イ)	367,466,114	330,054,705	36,220,261	293,834,444
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	5,002,770	3,961,955	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	10,598	5,299	-	-
	小 計 (ニ)	5,013,368	3,967,254	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)		-	-	-	-
合 計 (イ)+(ニ)+(ホ)		372,479,482	334,021,959	-	-
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	334,021,959	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-



③ 法人  
(1) 全国計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定の適用を受けるもの (イ)	(イ)以外のも (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	16,898,851,504	16,456,057,827	360,375,391	16,095,682,436
	機 械 及 び 装 置	39,662,752,321	38,760,600,172	804,537,924	37,956,062,248
	船 舶	350,874,738	203,246,171	120,416,949	82,829,222
	航 空 機	24,528,106	24,004,983	1,046,243	22,958,740
	車 両 及 び 運 搬 具	428,090,241	420,181,431	7,692,480	412,488,951
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	17,118,606,329	17,067,769,970	91,331,182	16,976,438,788
	調 整 額	537,736	537,736	-	537,736
	小 計 (イ)	74,484,240,975	72,932,398,290	1,385,400,169	71,546,998,121
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	43,387,036,825	37,240,783,682	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	2,373,861,343	1,863,484,871	-	-
	小 計 (ニ)	45,760,898,168	39,104,268,553	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	800,253,796	779,380,025	-	-	
合 計 (イ)+(ニ)+(ホ)	121,045,392,939	112,816,046,868	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	111,668,076,737	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	1,147,969,831	-	-

(2) 大都市計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定の適用を受けるもの (イ)	(イ)以外のもの (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	5,560,289,801	5,442,206,068	102,669,604	5,339,536,464
	機 械 及 び 装 置	6,746,661,670	6,460,051,537	296,650,891	6,163,400,646
	船 舶	91,263,548	58,068,346	32,915,350	25,152,996
	航 空 機	7,107,870	7,026,410	162,920	6,863,490
	車 両 及 び 運 搬 具	98,526,801	95,508,413	3,063,048	92,445,365
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	6,389,922,177	6,360,933,413	69,148,523	6,291,784,890
	調 整 額	205,254	205,254	-	205,254
	小 計 (ハ)	18,893,977,121	18,423,999,441	504,610,336	17,919,389,105
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	8,757,178,129	7,718,882,795	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	262,225,472	232,862,449	-	-
	小 計 (ニ)	9,019,403,601	7,951,745,244	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	27,913,380,722	26,375,744,685	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	26,375,744,685	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

## (3) 都市計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ)以外のもの (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	8,715,340,579	8,466,420,043	174,171,084	8,292,248,959
	機 械 及 び 装 置	25,075,463,067	24,579,034,746	375,181,762	24,203,852,984
	船 舶	177,103,351	99,990,905	57,447,031	42,543,874
	航 空 機	11,766,380	11,766,380	-	11,766,380
	車 両 及 び 運 搬 具	241,638,583	236,931,930	4,494,469	232,437,461
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	8,826,227,549	8,814,714,367	13,705,720	8,801,008,647
	調 整 額	291,629	291,629	-	291,629
	小 計 (イ)	43,047,831,138	42,209,150,000	625,000,066	41,584,149,934
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	21,285,724,775	18,224,253,661	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	1,184,420,381	848,263,357	-	-
	小 計 (ニ)	22,470,145,156	19,072,517,018	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	178,555,774	177,040,572	-	-	
合 計 (イ)+(ニ)+(ホ)	65,696,532,068	61,458,707,590	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	61,053,664,916	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	405,042,374	-	-

(4) 町 村 計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定の適用を受けるもの (イ)	(イ)以外のもの (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	2,623,221,124	2,547,431,716	83,534,703	2,463,897,013
	機 械 及 び 装 置	7,840,627,584	7,721,513,889	132,705,271	7,588,808,618
	船 舶	82,507,839	45,186,920	30,054,568	15,132,352
	航 空 機	5,653,856	5,212,193	883,323	4,328,870
	車 両 及 び 運 搬 具	87,924,857	87,741,088	134,963	87,606,125
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	1,902,456,603	1,892,122,190	8,476,939	1,883,645,251
	調 整 額	40,853	40,853	-	40,853
	小 計 (ハ)	12,542,432,716	12,299,248,849	255,789,767	12,043,459,082
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	13,344,133,921	11,297,647,226	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	927,215,490	782,359,065	-	-
	小 計 (ニ)	14,271,349,411	12,080,006,291	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	621,698,022	602,339,453	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	27,435,480,149	24,981,594,593	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	24,238,667,136	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	742,927,457	-	-